

2008年度住宅用太陽光発電システム設置に対して

支援する自治体について（更新）

住宅用太陽光発電システム設置に対し支援を実施している自治体について、平成20年7月23日報告以降に12自治体より支援内容を報告いただきました。

今年度の支援自治体数は311自治体となりました（表1参照）。

支援内容別に見ると「補助」を行う自治体は309自治体、「融資・斡旋・利子補給」は7自治体が実施しています（但し、補助と融資等の両者を実施している自治体は5自治体）。都道府県別では、支援を実施している自治体がない県は5県（昨年度6県）、42都道府県（昨年度41都道府県）で1つ以上の自治体が支援を行っています。

なお現時点で、311自治体中164自治体より報告をいただいた支援内容は表2の通りです。当財団では今後も自治体より報告をいただき次第、公表してまいります。

表1 2008年度都道府県別支援自治体

2008.7.18

| No. | 都道府県 | 2008年度の支援自治体数 | 支援自治体 (2007年度から継続) | 追加 (2008年度新規) | 中止 (2007年度で終了した自治体) |
|-----|------|---------------|--|------------------------------|------------------------|
| 1 | 北海道 | 10 | (札幌市)* 室蘭市 帯広市 北見市 網走市 長沼町 音更町 幕別町 足寄町 | 美幌町 | 北海道 美幌市 |
| 2 | 青森県 | 0 | | | |
| 3 | 岩手県 | 2 | 葛巻町 紫波町 | | |
| 4 | 宮城県 | 2 | 丸森町 加美町 | | |
| 5 | 秋田県 | 0 | | | |
| 6 | 山形県 | 9 | 山形県 山形市 上山市 村山市 天童市 東根市 山辺町 中山町 西川町 | | 米沢市 |
| 7 | 福島県 | 16 | 福島県 郡山市 いわき市 喜多方市 南相馬市 南会津町 会津坂下町 会津美里町 塙町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 | 田村市 双葉町 浪江町 | |
| 8 | 茨城県 | 6 | 水戸市 土浦市 つくば市 常陸大宮市 神栖町 東海村 | | 守谷市 |
| 9 | 栃木県 | 12 | 栃木県 宇都宮市 足利市 鹿沼市 日光市 小山市 大田原市 矢板市 さくら市 益子町 芳賀町 大平町 | | |
| 10 | 群馬県 | 6 | 前橋市 太田市 中之条町 明和町 大泉町 | 館林市 | |
| 11 | 埼玉県 | 12 | 川越市 熊谷市 川口市 所沢市 狭山市 深谷市 戸田市 朝霞市 蓮田市 坂戸市 横瀬町 | 和光市 | 騎西町 |
| 12 | 千葉県 | 9 | 千葉市 市川市 柏市 市原市 我孫子市 君津市 浦安市 印西市 | 袖ヶ浦市 | |
| 13 | 東京都 | 22 | 港区 (文京区) 品川区 杉並区 北区 板橋区 足立区 (葛飾区)* 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 (町田市)* 小金井市 東村山市 | 墨田区 豊島区 練馬区 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 | 荒川区 小平市 |
| 14 | 神奈川県 | 14 | 神奈川県 横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 藤沢市 小田原市 逗子市 相模原市 厚木市 海老名市 綾瀬市 湯河原町 愛川町 | | 座間市 |
| 15 | 新潟県 | 4 | 長岡市 糸魚川市 上越市 佐渡市 | | |
| 16 | 富山県 | 3 | 富山市 射水市 朝日町 | | 砺波市 |
| 17 | 石川県 | 6 | 金沢市 かほく市 白山市 能美市 内灘町 中能登町 | | 石川県 小松市 |
| 18 | 福井県 | 1 | | 永平寺町 | 勝山市 |
| 19 | 山梨県 | 11 | 甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 北社市 笛吹市 増穂町 昭和町 鳴沢村 | 富士河口湖町 | |
| 20 | 長野県 | 23 | 長野県 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 小諸市 駒ヶ根市 飯山市 茅野市 塩尻市 東御市 安曇野市 御代田町 富士見町 松川町 喬木村 豊丘村 波田町 山形村 高山村 | 伊那市 佐久市 | |
| 21 | 岐阜県 | 2 | 養老町 安八町 | | |
| 22 | 静岡県 | 15 | 浜松市 沼津市 熱海市 島田市 富士市 磐田市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 東伊豆町 清水町 芝川町 | | |
| 23 | 愛知県 | 33 | 愛知県 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 知多市 日進市 田原市 愛西市 北名古屋市長久手町 豊山町 大口町 美浜町 幸田町 三好町 設楽町 | 犬山市 弥富市 阿久比町 | 音羽町 御津町 |
| 24 | 三重県 | 30 | 三重県 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 いなべ市 志摩市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 多気町 明和町 大台町 玉城町 南伊勢町 度会町 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町 | | |
| 25 | 滋賀県 | 2 | 滋賀県 野洲市 | | 栗東市 東近江市 |
| 26 | 京都府 | 3 | (京都府)* (京都市)* 南丹市 | | |
| 27 | 大阪府 | 7 | 泉大津市 茨木市 | 豊中市 池田市 高槻市 富田林市 箕面市 | |
| 28 | 兵庫県 | 9 | 兵庫県 神戸市 尼崎市 洲本市 相生市 豊岡市 加古川市 猪名川町 福美町 | | 朝来市 |
| 29 | 奈良県 | 1 | 生駒市 | | |
| 30 | 和歌山県 | 1 | | 和歌山県 | |
| 31 | 鳥取県 | 6 | 鳥取県 鳥取市 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日南町 | | |
| 32 | 島根県 | 3 | 松江市 雲南市 吉賀町 | | |
| 33 | 岡山県 | 3 | 倉敷市 井原市 総社市 | | (岡山県) 瀬戸内市 |
| 34 | 広島県 | 4 | 呉市 三原市 福山市 | | |
| 35 | 山口県 | 1 | (山口県) | 広島市 | |
| 36 | 徳島県 | 2 | 美波町 松茂町 | | |
| 37 | 香川県 | 3 | 高松市 観音寺市 多度津町 | | 香川県 丸亀市 坂出市 直島町 |
| 38 | 愛媛県 | 4 | 松山市 西条市 東温市 | 鬼北町 | 大洲市 |
| 39 | 高知県 | 2 | 土佐市 梶原町 | | |
| 40 | 福岡県 | 5 | 北九州市 福岡市 筑前町 大木町 香春町 | | |
| 41 | 佐賀県 | 1 | 佐賀県 | | |
| 42 | 長崎県 | 0 | | | |
| 43 | 熊本県 | 4 | 天草市 菊池市 | 大津町 高森町 | |
| 44 | 大分県 | 0 | | | |
| 45 | 宮崎県 | 0 | | | |
| 46 | 鹿児島県 | 1 | 鹿児島市 | | |
| 47 | 沖縄県 | 1 | 那覇市 | | |
| | 合計 | 311 | 280 | 31 | 24 |

※1 () なしは補助・奨励金を行なう自治体。() 付きは、融資・あっせん・利子補給等の補助以外の支援を行なっている自治体。() *付きは、補助と融資等の両方を行なっている自治体。

表2 2008年度支援自治体支援内容

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|-------------------|--|--------------------------|
| 北海道 | 北海道札幌市 [融資・補助] | 札幌・エネルギーecoプロジェクト 1. 市民向け住宅ローン提携型融資・助成 札幌市と提携する金融機関の住宅ローン等を受けて住宅・アパートの新築、リフォーム又は購入を行う方で、①自ら居住する市内の住宅に対象機器を設置しようとする方、②建売住宅供給者等から市内にある対象機器付き住宅を購入し、居住しようとする方、③市内にある自ら所有する賃貸共同住宅の新築、リフォームに併せて対象機器を設置しようとする方に対し、提携金融機関が住宅ローン等の金利を優遇、さらに札幌市が機器導入費の一部を助成する。 <金利優遇幅:通常の条件よりも0.1%以上、助成額:機器導入費の3%(上限額10万5千円(太陽光))> 2. 市民向け機器単独設置型融資 既設住宅等に対象機器を導入する方で、①自ら所有する市内の住宅に対象機器を設置しようとする方、②市内にある自ら所有する賃貸共同住宅に対象機器を設置しようとする方に対し、対象機器の整備に要する費用を融資する。 <限度額:350万円(太陽光)、無利子、融資期間10年以内、元利均等割賦返済> 3. 市民向けエネルギーeco資金補助 住宅の新築、リフォーム及び分譲住宅の購入に併せて、若しくは既設住宅等に対象機器を自己資金等で設置しようとする方で、①自ら居住する市内の住宅に対象機器を設置しようとする方、②建売住宅供給者等から市内にある対象機器付き住宅を購入し、居住しようとする方、③市内にある自ら所有する賃貸共同住宅に対象機器を設置しようとする方、④市内にある区分所有住宅の共用部分に対象機器を設置しようとする管理組合に対して、機器導入費用の一部を補助する。 <7万円/kW、上限20万円(太陽光)> ○支援対象機器は太陽光発電、太陽熱利用、ペレットストーブ、地中熱ヒートポンプシステム、エコウィル、エコジョーズ、エコキュート、ヒートポンプ温水暖房システム、エコフィール [連絡先:環境局環境都市推進部エネルギー対策課 TEL:011-211-2872] | 平成20年度から開始 |
| | 北海道帯広市 [補助] | 帯広市新エネルギー導入促進補助金(太陽光発電システム) 住宅に太陽光発電システムを設置する帯広市民(事業所等は除く)の方を対象に、設置費用の一部を補助する事業。市税を滞納していないこと、設置後2年間、システムの利用状況等について報告すること等が条件。 <「補助金の交付対象となる経費」合計額の2分の1(限度額15万円)> [連絡先:市民環境部環境課 TEL:0155-65-4135] | 平成12年度から開始 |
| | 北海道北見市 [補助] | 北見市住宅用太陽光発電システム導入費補助金 市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、建売住宅供給者等から市内において発電システム付きの住宅(新築のものに限る。)を購入する方に対し、補助を実施。省エネナビもしくは、省エネナビと同等程度の機能を備えた表示装置が設置されているものが条件。 <4万円/kW、上限12万円> [連絡先:農林水産商工部産業振興課 TEL:0157-25-1210] | 平成14年度から開始 |
| | 北海道網走郡美幌町 [補助] | 美幌町住宅用太陽光発電システム導入費補助金 町内に住所を有し、居住する者のうち、町内の住宅に発電システムを設置する者または建売住宅供給者等から町内において発電システム付き住宅を購入する者。条件として、省エネナビが設置されているもの、未使用のもの(中古品を除く)、低圧配電線と逆潮流有りで連系し電力会社と電灯契約を締結できるもの、太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの。 <3万円/kW、上限10万円> [連絡先:経済部商工観光グループ TEL:0152-73-1111 内線292・294] | 平成20年度から開始 |
| | 北海道河東郡音更町 [補助] | 音更町新エネルギー設備導入費補助金 町内の住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置する者等に対して補助を行う。 <6万円/kW 上限20万円> [連絡先:企画部企画課 TEL:0155-42-2111 内線213] | 平成19年度から 平成21年度まで(予定) |
| 岩手県 | 岩手県岩手郡葛巻町 [補助] | 葛巻町新エネルギー導入事業費補助金 町内に住所を有し、次の各号に該当する個人又は団体若しくは法人とする。正、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気事業者を除く。(1)住宅又は事業所に太陽光発電設備を設置する者(2)住宅又は事業所に太陽熱利用設備を設置する者(3)通勤や事業に利用するためにクリーンエネルギー自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。以下同じ。)を購入する者(4)住宅又は事業所にバイオマス熱利用設備を設置する者(5)住宅又は事業所、若しくは共同利用施設の用に供するため風力発電設備、小水力発電設備などその他の新エネルギー設備を設置する者(6)住宅又は事業所に高効率エネルギー設備を設置する者 対象設備とは、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、クリーンエネルギー自動車、バイオマス熱利用設備、その他の新エネルギー設備(風力発電、小水力発電等)、高効率エネルギー設備(高効率給湯器等)をいう。 <太陽光発電設備の場合:(住宅に設置)3万円以内/kW、上限9万円。(事業所に設置で、国・県補助金の交付を受けた場合)補助対象事業費の10分の1以内> <太陽熱利用設備の場合:(自然循環型太陽熱温水器を設置):3万円/kW(強制循環型ソーラーシステムを設置)5万円/kW> <クリーンエネルギー自動車の場合:(クリーンエネルギー自動車を購入)車両本体価格の5%以内、上限5万円。(バイオマス熱利用設備の場合:(木質ペレット燃焼機器を設置)(1)住宅に設置する場合、設置費用の3分の1以内、上限5万円。(2)事業所に設置し、国・県補助金の交付を受ける場合、その補助対象事業費の10分の1以内。 [連絡先:農林環境エネルギー課 TEL:0195-66-2111 内線146] | 平成14年度から 平成21年度まで |
| 宮城県 | 宮城県伊具郡丸森町 [補助] | 丸森町住宅用太陽光発電システム導入補助金 町内に居住し、または居住する目的で住宅を所有または建築予定の方に補助する。 <2万円/kW、上限8万円>(千円未満切捨て) [連絡先:町民税務課 TEL:0224-72-3012] | 平成14年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|---------------------|---|--------------------------|
| | 宮城県加美郡加美町 [補助] | 加美町住宅用太陽光発電システム導入補助金 町内に居住し、または居住する目的で住宅を所有または建築予定の方に補助する。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) [連絡先: 商工観光課 TEL:0229-63-6000] | 平成18年度から 平成21年度まで(予定) |
| 山形県 | 山形県村山総合支庁 [補助] | 村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または居住する予定である山形市、村山市、天童市、東根市、上山市、山辺町、中山町および西川町の5市3町の区域内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に附属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 ＜設置場所が山形市の場合: 4万円/kW、4kW上限。設置場所が山形市以外の場合: 6万円/kW、4kW上限＞ [連絡先: 村山総合支庁環境課 TEL:023-621-8424] | 平成17年度から開始 |
| | 山形県山形市 [補助] | 住宅用太陽光発電装置設置補助金 専用住宅または併用住宅(居住用の床面積が、その建築物の延床面積の2分の1以上であるもの)である市内の自宅または市内に設置予定である自宅、これらの自宅に付属する車庫等に住宅用太陽光発電装置を新規に設置する方に補助する。 ＜2万円/kW、4kW上限。ただし、システムの販売業者が村山地域地球温暖化対策協議会の会員である場合は、県の補助金が上乘せされる。＞(千円未満切捨て) [連絡先: 環境部環境課 TEL:023-641-1212 内線682] | 平成14年度から開始 |
| | 山形県上山市 [補助] | 村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または居住する予定である市内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に附属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 ＜山形県の補助額のとおり(うち、市の負担分2万円/kW)＞ [連絡先: 経営企画課 TEL:023-672-1111 内線223] | 平成19年度から開始 |
| | 山形県東根市 [補助] | 村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または住居する予定である市内の専用住宅または住居の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に附属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 ＜山形県の補助額のとおり(うち、市の負担分2万円/kW)＞ [連絡先: 生活環境課 TEL:0237-42-1111 内線2174~2176] | 平成18年度から開始 |
| | 山形県東村山郡中山町 [補助] | 村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または居住する予定である町内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に附属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 ＜山形県の補助額のとおり(うち、町の負担分2万円/kW)＞ [連絡先: 住民税務課 TEL:023-662-2113] | 平成17年度から開始 |
| 福島県 | 福島県 [補助] | 福島県新エネルギー導入推進市町村支援事業 県内の市町村が、住宅及び事業所に新エネルギー利用設備(※1)を設置する者に対する助成事業を実施する場合に、当該事業に要する経費の一部を補助する(※2) ＜補助率: 市町村事業費の1/2以内かつ上限300万円 補助上限: 3万円/kW以内で、住宅用4kWまで、その他10kWまで＞ ※1: 太陽光発電、太陽熱利用(ソーラーシステム)、小型風力発電等 ※2: 対象市町村については、下記URL参照 (http://www.pref.fukushima.jp/chiiki-shin/shinene/index.html) [連絡先: 企画調整部エネルギー課 TEL:024-521-7116] | 平成19年度から開始 |
| | 福島県郡山市 [補助] | 郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に自ら居住または居住しようとする方で、住宅用太陽光発電システムを既築・新築住宅へ設置する方または住宅用太陽光発電システムが設置された新築住宅を購入する方が対象。ただし、住宅を借りている方、市税等に滞納がある方は対象外。 ＜2万円/kW、4kW上限＞(千円未満切り捨て) [連絡先: 生活環境部生活環境課 TEL:024-924-2731] | 平成18年度から開始 |
| | 福島県南相馬市 [補助] | 南相馬市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅にシステムを設置する方で、税金滞納のない方が対象。 ＜6万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) [連絡先: 建築住宅課 TEL:0244-24-5255] | 平成16年度から開始 |
| | 福島県南会津郡南会津町 [補助] | 南会津町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する住宅で(店舗等の併用住宅を含む。)新たに太陽光発電システムを設置し、電力会社と電灯契約をする方。町税を完納している方に補助する。 ＜6万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て)※予算の範囲内での補助 [連絡先: 環境水道課 TEL:0241-62-6140] | 平成16年度(旧田島町)から開始 |
| | 福島県東白川郡塙町 [補助] | 塙町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする方で、電力会社と電力供給契約を締結した者が対象 ＜6万円/kW、上限4kW＞(補助金は町が1/2、県が1/2 年間5件まで) [連絡先: まち振興課 TEL:0247-43-2112] | 平成19年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|-------------------|--|-------------------------------------|
| 福島県 | 福島県双葉郡楢葉町 [補助] | 楢葉町住宅用新エネルギーシステム設置費補助金 自ら居住する、または居住しようとする町内に所在する住宅(店舗等との併用住宅等を含む。)にシステムを設置する方に補助する。ただし、すでに本規定による補助金を受けた方は対象外。 ＜6万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) [連絡先:企画課 TEL:0240-25-2111] | 平成16年度から開始 平成20年度から補助対象拡充に伴う名称変更 |
| | 福島県双葉郡浪江町 [補助] | 浪江町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自らが居住する又は居住しようとする浪江町内の住宅(店舗等との併用住宅等を含む。)にシステムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結する方が対象。ただし町税を滞納している方は対象外。 ＜6万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) [連絡先:企画調整課 TEL:0240-34-0246] | 平成20年度から 平成22年度まで |
| 茨城県 | 茨城県水戸市 [補助] | 水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助制度 市内に居住する方または居住する予定のある方で、平成20年度に住宅用太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力受給契約を結ぶ方が対象。 ＜4万円/kW、上限12万円＞ [連絡先:環境課 TEL:029-224-1111 内線341] | 平成14年度から開始 |
| | 茨城県土浦市 [補助] | 土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 市内に自らが居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に発電システムを設置する方、または自らが居住しようとする発電システム付き建売住宅を市内に購入する方で、市税を滞納していない方、年度内にすべての手続きを完了することが出来る方が対象。 ＜6万円/kW、上限24万円＞ [連絡先:環境保全課 TEL:029-826-3327] | 平成14年度から開始 |
| | 茨城県那珂郡東海村 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置費補助 村内に住所を有し、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に補助する。 ＜10万円/kW、上限4kW、40万円＞ [連絡先:環境政策課 TEL:029-282-1711 内線1451] | 平成13年度から開始 |
| 栃木県 | 栃木県鹿沼市 [補助] | 鹿沼市新エネルギー設備導入費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗併用住宅を含む。)に新たに新エネルギー設備を設置する方、または自らが居住するために、新エネルギー設備の設置等が完了している市内の住宅を購入する方に補助する。ただし、工事に着手していないこと、市税を滞納していないこと、当該年度中に設置工事を完了出来ることが条件。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:環境対策部環境課 TEL:0289-64-3276] | 平成18年度から開始 |
| | 栃木県さくら市 [補助] | さくら市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(発電システム設置後1年以内の市内の住所を有する見込みのある者を含む)で、市税を完納している方に補助する。 ＜3万円/kW、上限12万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:市民福祉部環境課 TEL:028-681-1126] | 平成19年度から開始 |
| 群馬県 | 群馬県前橋市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 市内に居住する一般住宅や店舗併用住宅(居住用部分が二分の一以上)に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする個人に補助する。交付決定後に工事着工すること、市税に滞納がないことなどが条件。 ＜6万円/kW、上限24万円＞ [連絡先:生活環境部環境課 TEL:027-890-6292] | 平成17年度から開始 |
| | 群馬県太田市 [奨励金] | 太田市太陽光発電システム導入奨励金 市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方に、市内で利用できる金券を支給。既存の太陽光発電システムに増設する場合は、既設部分を含め10kW未満である方を対象。ただし、賃貸または売却を目的とした住宅に太陽光発電システムを設置した方、市町村税の滞納のある方は対象外。 ＜1kW以上2kW未満6万円、2kW以上3kW未満12万円、3kW以上4kW未満18万円、4kW以上24万円＞ [連絡先:産業環境部環境政策課 TEL:0276-47-1893] | 平成19年度から 平成21年度まで |
| | 群馬県館林市 [補助] | 館林市住宅用太陽光発電システム設置補助制度 自ら居住する市内の住宅への設置及び自ら居住する市内の太陽光発電システム付き住宅を購入する者(ただし、市税等に滞納がないこと) ＜2万5千円/1kW(上限10万円)＞ [連絡先:地球環境課環境政策係 TEL:0276-72-4111(内線451)] | 平成20年度から開始 |
| | 群馬県邑楽郡明和町 [補助] | 明和町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金 自ら居住する町内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置した方、又はシステム設置済み住宅を購入した方で、町税に滞納がない方に補助する。 ＜H14～16設置:3万円/kW、H17以降設置:6万円/kW、いずれも5kW上限＞ [連絡先:環境課環境保全係 TEL:0276-84-3111] | 平成16年度から開始 |
| | 埼玉県川越市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するため、太陽光発電システムが設置されている住宅を市内に購入する方に補助する。 ＜4万円/kW、上限4kW、16万円＞ [連絡先:環境部環境政策課 TEL:049-224-5866] | 平成9年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|----------------|--|--|---|
| 埼玉県 | 埼玉県熊谷市 [補助] | 1 熊谷市・公益信託熊谷環境基金住宅用太陽光発電システム設置費補助金 (目的) 市内において太陽光発電システムを住宅に設置した者に対し、設置にかかる費用の一部を補助(交付対象者の主な要件)(1)市内に自己の居住を主たる目的に所有している住宅又は新築する住宅に設置するもの(2)補助金の申請時に市税の滞納がないこと(3)システムの最大出力は10キロワット未満とし、増設の場合は既設部分を含め10キロワット未満であるもの <5万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境政策課 TEL:048-536-1521 内線 206] | 平成19年度から開始 |
| | 埼玉県熊谷市 [補助] | 2 熊谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 (目的) 市内において太陽光発電システムを住宅に設置した者に対し、設置にかかる費用の一部を補助(交付対象者の主な要件)(1)市内に自己の居住を主たる目的に所有している住宅又は新築する住宅に設置するもの(2)補助金の申請時に市税の滞納がないこと(3)システムの最大出力は10キロワット未満とし、増設の場合は既設部分を含め10キロワット未満であるもの。 ※熊谷市・公益信託熊谷環境基金住宅用太陽光発電システム設置費補助金受付終了後に、受付を開始します。 <5万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境政策課 TEL:048-536-1521 内線 206] | 平成19年度から開始 |
| | 埼玉県川口市 [補助] | 川口市新エネルギー等活用システム設置費補助金 市内に戸建て住宅を所有し、同住宅に住民登録済みであり、かつ、市税の滞納のない方に補助。 <5万円/件> [連絡先:環境部環境総務課 TEL:048-228-5376] | 平成17年度から開始 |
| | 埼玉県所沢市 [奨励金] | 所沢市温暖化防止活動奨励金 住宅用太陽光発電システム等、温暖化防止につながる「物品の購入、継続利用」及び「行動に関する活動」に対する奨励。 <購入金額の2分の1以内の額、上限1万円> [連絡先:環境総務課 TEL:04-2998-9133] | 平成17年度から開始 |
| | 埼玉県深谷市 [補助] | 深谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に存する住宅(併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。)で、自己の主たる居住の用に供し、かつ所有している住宅または新築する住宅に発電システム(10kW未満)を設置する方に補助する。(附属建築物にモジュールを設置する場合を含む)ただし、市税を完納していること、都市計画法や建築基準法の違反がないこと、過去に同補助を受けていないこと、設置後2年間の発電量等の報告が条件。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:市民環境部環境課 TEL:048-574-8572] | 平成16年度から開始 |
| | 埼玉県戸田市 [補助] | 戸田市環境配慮型システム等設置費補助制度 市内に住所を有し、市税を完納している方が自ら所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム(2kW以上のシステムが対象)を設置しようとする方に補助。設置後2年間、発電力量等の定期報告に協力でき、過去にこの補助金を受けていない事が条件。 <6万円/kW、上限5kW、30万円> [連絡先:市民生活部環境クリーン室 TEL:048-441-1800 内線344] | 平成17年度から開始 |
| 埼玉県朝霞市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 市税を完納し、市内に住所を有する方が、自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する場合に補助。 <6万円/kW、上限20万円> [連絡先:市民環境部環境保全課 TEL:048-463-1512] | 平成13年度から開始 | |
| 千葉県 | 千葉県千葉市 [補助] | 千葉市住宅用太陽光発電設備設置費助成事業 住民税の滞納のない方で、市内の自己居住用建物に発電設備を設置する方に補助する。 <4.5万円/kW、上限3kW、13.5万円> [連絡先:建築部住宅政策課 TEL:043-245-5810] | 平成13年度から開始 |
| | 千葉県市川市 [補助] | 市川市住宅用太陽光発電システム設置助成事業 自ら居住する市内の住宅に未使用の住宅用太陽光発電システムを設置する方で、住民税の滞納がなく、実績報告時に電力会社と電力受給契約を締結していること。 <2.5万円/kW、上限10万円> [連絡先:環境清掃部環境政策担当 TEL:047-320-3976] | 平成12年度から開始 |
| | 千葉県柏市 [補助] | 柏市地球温暖化対策補助金 市内の自ら居住する一戸建ての住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <1万円/kW、上限3万円> [連絡先:環境部環境保全課 TEL:04-7167-1695] | 平成18年度から開始 平成20年度より、太陽光発電補助のほか、エコキュート、エコウィルなども補助メニューあり |
| | 千葉県市原市 [補助] | 市原市エコハウス設備設置補助金 自ら居住する市内の住宅(併用住宅含む)に、自己の費用をもって発電システムを設置する方に補助する。但し、住民税を滞納していないことと電力会社と電力受給契約を締結していることが条件。 <2.5万円/kW、上限10万円> [連絡先:環境部環境管理課 TEL:0436-23-9867] | 平成18年度から開始 |
| | 千葉県我孫子市 [補助] | 我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方に補助する。すでに発電システムを設置済みの方、工事中の方は補助の対象外。 <3万円/kW、上限4kW、12万円> [連絡先:環境経済部手賀沼課 TEL:04-7185-1111 内線462] | 平成14年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|----------------------|--|--------------------------|
| 千葉県 | 浦安市 [補助] | 浦安市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市に居住し、住民登録がある方で、自ら居住する市内の住宅(店舗併用可)に発電システムを設置しようとしている方に補助する。 <2.5万円/kW、上限10万円> [連絡先: 都市環境部環境保全課 TEL:047-351-1111 内線1487] | 平成15年度から 平成22年度まで(予定) |
| | 袖ヶ浦市 [補助] | 袖ヶ浦市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自ら居住する市内の住宅に、新たに太陽光発電システムを設置し、発電した電力を電力会社との間で電力受給契約を締結される方で、市税を滞納していない方。 <3万円/kW、上限12万円> [連絡先: 環境経済部環境保全課 TEL:0438-62-2111 内線355] | 平成20年度から 平成24年度まで |
| | 印西市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム等設置費補助制度 市に住民票がある方で、自らが所有し居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置する方に補助する。 システムとは、太陽光発電システム、太陽熱利用温水器をいう。 <太陽光発電システム設置の場合、5万円/kW、上限20万円> [連絡先: 市民経済部生活環境課 TEL:0476-42-5111] | 平成17年度から開始 |
| 東京都 | 港区 [補助] | 港区住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成制度 区内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅に、太陽光発電システムを設置し、使用する者に助成金を交付する。 <設置に要する経費の1/4、ただし上限30万円> [連絡先: 環境課 TEL:03-3578-2497] | 平成17年度から開始 |
| | 文京区 [融資あっせん、利子補給] | 住宅修築資金融資あっせん制度 区内の住宅で①太陽熱温水器設置工事及び②太陽光発電システム設置工事を行う場合に対象 <500万円(10年以内に返済、年利3.0%)を限度額に融資あっせんを行い、併せて利子補給(1.5%)を行う。> [連絡先: 都市計画部住宅課 TEL:03-5803-1238] | ①昭和56年度から ②平成11年度から |
| | 墨田区 [補助] | 墨田区地球温暖化防止設備導入補助制度 区内の建築物所有者(個人、中小企業者、マンション管理組合、学校法人等)が地球温暖化を防止する設備を導入する工事費用の一部を助成する。 太陽エネルギーの導入(CO2削減対策及び自然エネルギー導入) ①太陽光発電システム・電力会社と電力需給に関する契約が締結できるもの ②太陽熱温水器・太陽集熱器及び太陽蓄熱槽により温水等をつくるもの <太陽光発電:設置に要する経費の30%、限度額:戸建・事業所50万円、分譲集合住宅125万円 太陽熱温水器:設置に要する経費の10%、限度額:戸建・事業所10万円、分譲集合住宅25万円> [連絡先: 環境保全課環境管理担当 TEL:03-5608-6208] | 平成20年7月1日から 平成22年度まで |
| | 杉並区 [補助] | 杉並区住宅用太陽光発電システム機器設置費補助事業 区内に自ら居住または新築及び改築によりこれから居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に、太陽光発電設備を設置する方に補助する。ただし、過去にこの補助金を受けていないこと。 <7万円/kW、上限20万円> [連絡先: 環境課地球温暖化対策担当 TEL:03-3398-3195] | 平成15年度から開始 |
| | 豊島区 [補助] | 豊島区住宅用太陽エネルギー機器及び高効率給湯器導入費用助成 区内の住宅(自ら居住するための住宅。賃貸住宅等の場合は、住宅の所有者から機器設置についての同意書が必要。)に太陽光発電システム機器、太陽熱温水器、ガス発電給湯器、CO2冷媒ヒートポンプ式給湯器及び潜熱回収型給湯器を導入される方に対し、その費用の一部を助成する。ただし、過去に同種類の機器で助成を受けた場合は対象外。 <住宅用太陽光発電システム機器の場合> 財団法人電気安全環境研究所(JET)のモジュール認証を受けたもので、太陽電池の最大出力合計が1kW以上のものであること。また、機器が住宅の上屋等に設置されるものであること。 <1kWあたり2万5千円、上限10万円> [連絡先: 清掃環境部環境課 TEL:03-3981-2771] | 平成20年度から |
| | 北区 [補助] | 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入制度 ①区内に居住または居住する予定の方②区内の建築物における区分所有者の団体の管理者③区内に事業所を有するまたは有する予定の方で、それぞれ当該建築物に自ら使用する目的で助成対象機器を設置する方に補助する。(②については共有部分であること)何れも住民税の滞納がないこと、同一年度内にこの制度に基づく助成を受けていないこと等が要件。 <太陽光発電システム、太陽熱温水器の場合、工事費用の5%以内、上限15万円>(消費税相当額は除外。千円未満切捨て) [連絡先: 生活環境部環境課 TEL:03-3908-8603] | 平成16年度から開始 |
| | 板橋区 [補助] | 板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金制度 区内において、自らが居住するための住宅に新しく対象機器を設置する者(賃貸住宅等の場合は住宅の所有者から機器設置についての同意書が必要)に対して補助する。 対象機器は、住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱温水器、住宅用ガス発電給湯器、住宅用CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、住宅用潜熱回収型給湯器。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、補助金額は2.5万円/kW(上限10万円)で、対象機器はJETの太陽電池モジュール認証を受け太陽電池の最大出力合計が10kW未満のもの。> [連絡先: 資源環境部環境保全課 TEL:03-3579-2596] | 平成18年度から 平成20年度まで |
| | 練馬区 [補助] | 練馬区地球温暖化対策住宅用設備等の設置等に係る補助金交付事業 区内に自らが居住する個人住宅に設備を設置する個人。 電力需給契約を電力会社との間で結ぶ見込みがあること。 定格1kW以上で屋根等に固定して設置するもの。 <上限80,000円> [連絡先: 環境政策課庶務係 TEL:03-5984-1053] | 平成18年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|---------------------------------|---|--------------------------------------|
| | 東京都葛飾区 [補助] | 太陽光発電システム設置助成金 区内の自ら居住し、または居住する予定の住宅に、太陽光発電システムをあらたに設置する方に助成する。事業所や集合住宅は対象外。 <3万円/kW、上限12万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:03-5654-8237] | 平成18年度から開始 |
| | 東京都葛飾区 [融資あっせん、利子補給、信用保証料補給] | ソーラーエネルギーシステム設備資金融資制度 ①法人、個人事業者、または②区内に引き続き1年以上居住し、前年の合計所得金額が2千万円以下で、最近1年間に納付すべき特別区民税または市町村民税を納付している、申込み時の年齢が満20歳以上の区民(個人用)に対し、家庭用などの太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置に対して、金融機関に資金をあっせんし、区が利子および信用保証料の一部を補助する。区が行う太陽光発電システム設置助成制度との併用はできない。 <融資あっせん:500万円以内、期間:5年以内(据置期間6カ月を含む。)、返済方法:据置期間経過後元金均等割賦返済または元利均等割賦返済、利率:本人負担年0.7%(年2.3%のうち1.6%を区が補助)、信用保証料:10万円を限度に区が補助する。> [連絡先:環境課 TEL:03-5654-8237] | 平成10年度から開始 |
| | 東京都武蔵野市 [補助] | 二酸化炭素排出削減行動助成制度 ・太陽光発電設備:現に市内に居住する方が自宅で自家用として設置する場合に助成。(新品に限る。設置後の申請。) <9万円/kW、上限36万円、設置費用の1/2まで> ・太陽熱温水器:現に市内に居住する方が自宅で自家用として設置する場合に助成。(新品に限る。設置後の申請。) <5万円、設置費用の1/2まで> [連絡先:環境生活部環境政策課 TEL:0422-60-1841] | 平成14年度から開始 平成17年度改正 平成19年度所管替え |
| | 東京都三鷹市 [補助] | 新エネルギー導入助成金制度 市民、団体、事業者等が新たに新エネルギー設備を導入した場合に補助する。新エネルギー設備とは、太陽光発電設備、風力発電設備、燃料電池コージェネレーション、その他市長が認める設備をいう。 <5万円/kW、上限20万円> [連絡先:生活環境部環境対策課 TEL:0422-45-1151 内線2523・2524] | 平成16年度から開始 |
| | 東京都町田市 [補助] | 町田市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 新たに住宅用太陽光発電システムを設置する町田市内の住宅等の所有者に対し、システム設置に要する経費の一部を補助する。 <3万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境資源部環境保全課 TEL:042-724-2711] | 平成14年度から開始 |
| | 東京都町田市 [利子補給] | 町田市中小企業融資制度(環境改善整備資金) 市内に1年以上住民登録または本店登記を有し、現に市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、市税を完納し、現に環境改善整備資金を受けていないものが、町田市の指導により、町田市の定める技術基準による太陽光発電システムもしくは太陽熱高度利用システムを事業所に新設する場合に要する資金の融資を行なう。 <融資限度額:1000万円、年利1.8%全額補助、信用保証料全額補助、7年以内割賦返済> [連絡先:経済観光部産業観光課 TEL:042-724-2129] | 平成15年度から開始 |
| | 東京都東村山市 [補助] | 東村山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内において居住する家屋に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 (設置前に事前申請) <5万円/kW、上限10万円> [連絡先:環境部管理課 TEL:042-393-5111 内線2614] | 平成18年度から 平成22年度まで |
| 神奈川県 | 神奈川県川崎市 [補助] | 川崎市住宅用太陽光発電施設設置費補助事業 市内に自ら所有し、居住している住宅について、太陽光発電施設を戸建住宅(新築、既築)に設置しようとする方(所有者が複数いる場合は、全員の同意が必要。既設の装置は対象外。)、または太陽光発電施設を共同住宅に設置しようとする方(共有部分に設置する場合は、所有者全員の同意が必要。))に補助する。 <3万円/kW、上限12万円> [連絡先:環境局地球環境推進室 TEL:044-200-2514] | 平成18年度から開始 |
| | 神奈川県平塚市 [補助] | 平塚市ECOS(エコス)補助金制度(平塚市太陽光発電システム設置補助制度) 市内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に居住し、その住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、申請時に市税等を完納していることが条件。 <1万円/kW、上限4万円>(百円未満四捨五入) [連絡先:環境部環境政策課 TEL:0463-23-1111 内線2266・2330] | 平成16年度から開始 |
| | 神奈川県藤沢市 [補助] | 藤沢市住宅用太陽光発電システム設置補助事業 市内に1年以上住所を有する個人で、市内において太陽光発電システムを住宅等(自らが居住する住宅をいい、店舗等の併用住宅のうち、延べ面積の過半が住宅の用途に供するものを含む。)へ設置する方に補助する。ただし、市税等を完納していることが条件。 <5万円/kW、上限15万円> [連絡先:環境部環境管理課 TEL:0466-25-1111 内線3311] | 平成15年度から開始 |
| | 神奈川県逗子市 [補助] | 逗子市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金 自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、自らが居住するために市内の太陽光発電システム付き新築住宅を購入した方に補助する。ただし、市税の滞納がないことが条件。 <4万円/kW、上限16万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境管理課 TEL:046-873-1111] | 平成15年度から開始 |
| 神奈川県 | 神奈川県相模原市 [補助] | 住宅用太陽光発電設備設置補助 市内で自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に太陽光発電設備を設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限9万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境対策課 TEL:042-769-8240] | 平成13年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|--------------------|--|---------------------------------|
| | 神奈川県厚木市 [補助] | 厚木市住宅用太陽光発電システム設置奨励金 市内に住宅用太陽光発電システムを設置した個人又は市内の区分所有建物に住宅用太陽光発電システムを設置した方で、次の要件を満たす方。①電力会社と電力受給契約を締結していること。②市税の滞納がないこと。③平成20年4月1日から平成21年2月28日まで設置(受給開始)していること又は平成19年4月1日から平成20年3月31日までに設置し、かつ当該太陽光発電システムの奨励金の交付を受けていないこと。 <1kW当たり25,000円に、太陽電池の最大出力合計値を乗じた額とし、75,000円を限度> [連絡先:環境部環境総務課 TEL:046-225-2755] | 平成15年度から開始 |
| | 神奈川県海老名市 [補助] | 海老名市環境保全対策支援事業補助金 市税及び国民健康保険税を滞納していない者であって①現に市内に住所を有し、居住している者であって、自己が居住している建物等に設置する者 ②市内の事業所を有する法人又は個人であって、当該事業所に設置する者 ③市内に自己が居住するために建設する住居用の建物等に設置する者 ※原則、事業着工前申請であるが、市外からの転入等やむを得ない事由がある場合は、事業完了後1年を経過しない者について補助対象とする。 <3万円/kW、上限10万円> [連絡先:経済環境部環境保全課 TEL:046-235-4912] | 平成12年度から開始 |
| | 神奈川県綾瀬市 [補助] | 住宅用太陽光発電設備設置補助金 市内に住所を有する個人(市内に住居を新築または立て替えのため市外に居住している方も含む。)で、自らが所有し居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に太陽光発電設備を設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境市民部環境保全課 TEL:0467-70-5620] | 平成17年度から開始 |
| 新潟県 | 新潟県長岡市 [補助] | 長岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 長岡市に住所を有する方、又は長岡市に住所を求め、住所を有する予定の方で、自らの住宅に住宅用太陽光発電システム設置利用する者。 <2万円/kW、上限6万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境政策課 TEL:0258-24-0528] | 平成16年度から開始 平成19年度補助金額見直し |
| | 新潟県糸魚川市 [補助] | 糸魚川市住宅用新エネルギーシステム設置補助金 市民で、住宅の屋上等で太陽光を利用して発電する設備を設置する方に予算の範囲内で補助する。 <10万円/kW、上限40万円> [連絡先:建設産業部商工観光課企業支援室 TEL:025-552-1511] | 平成15年度から開始 |
| 富山県 | 富山県富山市 [補助] | 富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システム(2kW以上)を設置した方に補助する。 <5万円/件> [連絡先:環境部環境政策課 TEL:076-443-2178] | 平成12年度から開始 |
| | 富山県下新川郡朝日町 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置事業補助 住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、設置費の一部を補助 <20千円/kW(上限4kW、80千円)> [連絡先:民生部住民課 TEL:0765-83-1100] | 平成15年度から開始 |
| 石川県 | 石川県金沢市 [補助] | 金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 自己が所有し、かつ居住する戸建ての住宅に太陽光発電システムを設置する個人、または自己が所有かつ居住を目的として取得する戸建ての住宅に設置する個人に補助金を交付する。 <2kW以上のシステムについて、一律5万円/(市単独)> [連絡先:環境局環境政策課 TEL:076-220-2507] | 平成16年度から開始 平成20年度から補助額を一律に変更 |
| | 石川県かほく市 [補助] | かほく市住宅用太陽光発電システム設置費助成金 市内において自己が所有し、居住する住宅に発電システムを設置した者又は発電システムを設置した建売住宅を自己が居住するために購入した者で、かつ、市税を完納している者に対し助成する。 <2.25万円/kW、上限9万円> [連絡先:市民部環境安全課 TEL:076-283-7124] | 平成16年度から開始 平成20年度から補助金額変更 |
| | 石川県白山市 [補助] | 白山市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する個人、または自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入した個人に補助する。事務所や店舗などにシステムを設置する場合や設置者が法人の場合は補助の対象とはならない。 <15,000円/kW、上限4kW> [連絡先:市民生活部環境課 TEL:076-274-9538] | 平成20年4月1日から 平成21年3月31日(予定) |
| 山梨県 | 山梨県甲府市 [奨励金] | 甲府市住宅用太陽光発電システム導入奨励金 市内に住所を有し、(市内に自ら居住するための住宅を新築する方を含む)自ら居住するための住宅に太陽光発電システムを設置した方で、市税を完納している方。ただし、電力受給開始日から3ヶ月以内で、過去に本市の住宅用太陽光発電システム補助金または、住宅用太陽光発電システム導入奨励金を受けていないことが条件。 <1件につき一律3万円> [連絡先:環境部環境総室環境保全課 TEL:055-241-4312] | 平成20年度から開始 |
| | 山梨県山梨市 [補助] | 山梨市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置した方で、市税等を完納している方に補助する。 <3万円/kW、上限15万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0553-22-1111 内線254] | 平成16年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|---------------------|---|---------------------------------------|
| | 山梨県北杜市 [補助] | 北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内を住所地として住民登録を行っており、自ら所有し、居住する市内の住宅(併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置した方のうち、納付すべき納期限の到来した市税等を完納している方に補助する。ただし、以前に当該補助事業による補助金交付を受けていないことが条件。 ＜2.5万円/kW、上限20万円＞ [連絡先:生活環境部環境課 TEL:0551-42-1341] | 平成18年度から開始 |
| | 山梨県笛吹市 [補助] | 笛吹市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、電力供給契約をした方に補助する。 ＜3万円/kW、上限10万円＞ [連絡先:市民環境部ごみ減量課 TEL:055-262-4111 内線183] | 平成16年度から開始 |
| 長野県 | 長野県長野市 [補助] | 太陽光発電システム普及促進事業補助金 自宅へ太陽光発電システムを設置する方で、市税を滞納していない方に補助する。 ＜3万円/kW、上限20万円＞ [連絡先:環境管理課 TEL:026-224-5034] | 平成11年度から開始 |
| | 長野県松本市 [補助] | 松本市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自らが居住するための市内の住宅(住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)に太陽光発電システムを設置する方または対象システムを設置する市内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方で、過去に補助金の交付を受けておらず、市税の滞納のない方に補助する。 ＜3万円/kW、上限4kW-12万円、1kW当たりの設置費用が80万円以下のもの＞ [連絡先:市民環境部環境保全課 TEL:0263-34-3000 内線1425] | 平成13年度から 平成20年度まで(予定) |
| | 長野県岡谷市 [補助] | 岡谷市自然エネルギー有効活用推進事業補助金 自らが居住するために市内の住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)にシステムを設置しようとする方に補助する。 ＜2万円/kW、上限6万円＞ [連絡先:福祉環境部環境課 TEL:0266-23-7040] | 平成15年度から開始 |
| | 長野県飯田市 [奨励金] | 住宅用太陽光発電システム設置奨励金 飯田市の区域に事務所または事業所を有する事業者から購入した発電システムに限る。 ＜3万円/kW、上限10万円＞ [連絡先:飯田地球温暖化対策地域協議会(事務局:環境課) TEL:0265-22-4511 内線5249] | 平成16年度から開始 |
| | 長野県茅野市[補助] | 茅野市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自らが居住するための市内の住宅等に太陽光発電システムを設置する方(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、所有者の承諾書を提出できる方)、または自ら居住するため太陽光発電システムを設置した市内の建売住宅を購入する方に補助する。ただし、市税滞納者および市税未申告者(国民健康保険税を含む。)は除く。 ＜対象経費の10/100以内、限度額20万円＞ [連絡先:工業労政課 TEL:0266-72-2101 内線432] | 平成15年度から開始 |
| | 長野県塩尻市 [補助] | 塩尻市新エネルギー設備設置費補助事業 自ら居住する市内の住宅(当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に太陽光発電システムを設置しようとし、かつ、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できる方に補助する。(当該事業は、太陽光発電システムのほかに、太陽熱高度利用システム、ペレットストーブ、薪ストーブの設置に対する補助も含んでいます。) ＜17,500円/kW、上限10万円＞ [連絡先:市民環境事業部生活環境課 TEL:0263-52-0280 内線1115] | 平成10年度から開始 (平成18年度から、事業名、補助金額等を改正) |
| | 長野県東御市 [補助] | 東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自ら居住し、もしくは居住する予定の市内の住宅(店舗との併用住宅を含む)に対象システムを設置する方、または対象システムが設置された市内の新築住宅を購入しようとする方に補助する。 ＜3万円/kW、上限30万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:企画課まちづくり協働係 TEL:0268-64-5898] | 平成12年度(旧東部町)から開始 |
| | 長野県安曇野市 [補助] | 安曇野市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市税等の滞納のない方で、自らが居住するための市内の住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に太陽光発電システムを設置しようとする方に補助する。ただし、当該住宅が自己の所有に属さない場合は、所有者の承諾書を提出できる方または太陽光発電システムを設置する市内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方とする。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:市民環境部環境課 TEL:0263-82-3131 内線212] | 平成14年度(旧穂高町)から開始 |
| | 長野県北佐久郡御代田町 [補助] | 御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業 町内に住民登録し、起居し若しくは居住する予定の町内の住宅(店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。)に対象設備を設置した者。 ＜設備全体が①20万円以上100万円未満は設備金額の5%②100万円以上200万円未満は設備金額の4%+1万円③200万円以上は設備金額の3%+3万円 限度額10万円(ただし国等の補助金を受け取る場合は補助額は2分の1 限度額5万円)＞ [連絡先:町民課環境衛生係 TEL:0267-32-3111 内線47] | 平成18年度から開始 |
| | 長野県諏訪郡富士見町 [補助] | 富士見町太陽光発電システム設置補助金 自らが居住するため町内の住宅等に太陽光発電システムを設置する方に補助する。当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できること。町税等の滞納者は対象外。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:建設課生活環境係 TEL:0266-62-9114] | 平成16年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|--------------------|--|----------------------|
| | 長野県下伊那郡豊丘村 [補助] | 太陽光発電システム設置補助金 自ら居住する、若しくは居住する予定の村内の住宅の屋根その他太陽光発電システムの設置に適した場所へ、対象システムを設置し、対象システムで発電された電力のうち、使用しなかった電力(余剰電力)を一般電気事業者の所有する電線路に流れるように接続され(系統連系)、余剰電力は一般電気事業者が購入する契約を結んだ方に対して補助する。 <3万円/kW、上限10万円> [連絡先:産業建設課土木係 TEL:0265-35-9054] | 平成12年度から開始 |
| | 長野県東筑摩郡山形村 [補助] | 山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金 村内に住所を有し、かつ村内に居住を目的とした住宅を有する方または住宅を設けようとする方のうち、太陽光発電システムを設置しようとする方で、年度内に設置及び電力会社との契約を完了することができる方(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる方)、または太陽光発電システムを設置する村内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方に補助する。 <5万円/kW、4kW上限> [連絡先:農林建設課 TEL:0263-98-5664] | 平成18年度から開始 |
| 岐阜県 | 岐阜県養老郡養老町 [補助] | 養老町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 町内に住所を有し、または有しようとする方で、自己の居住の用に供する住宅に太陽光発電システムを設置する方、または自己の居住の用に供するシステム付きの住宅を建築または購入する方に補助する。ただし、町税を滞納していないことが条件。 <3万円/kW、上限12万円> [連絡先:商工労働課 TEL:0584-32-1100 内線339] | 平成18年度から開始 |
| | 岐阜県安八郡安八町 [補助] | 安八町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 町内で自ら居住する専用住宅及び併用住宅に太陽光発電システムを設置した方に補助する。 <8万円/kW、3kW上限。(地元産産業育成のため、三洋電機の製品を使用の場合、16万円/kW、3kW上限)> [連絡先:民生部住民環境課 TEL:0584-64-3111] | 平成14年度から開始 |
| 静岡県 | 静岡県浜松市 [補助] | 浜松市住宅用新エネルギーシステムの導入に対する補助事業 補助対象は、浜松市内に自ら居住する住宅に3kW以上の太陽光発電システムを設置する方で、市税を完納しており、平成20年4月1日以降に着工し、平成21年3月31日までに補助金実績報告書を提出できる方。 <7万5千円、3kW以上一律> [連絡先:環境企画課 TEL:053-453-6149] | 平成12年度から開始 |
| | 静岡県島田市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0547-36-7145] | 平成14年度から 平成22年度まで |
| | 静岡県富士市 [補助] | 富士市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に自ら居住する個人の住宅に太陽光発電システムを設置し、それにより発生した電気を電力会社へ供給できる状態にある方を対象とし、市町村税を完納している方 <最大発電出力3kW以上の装置で、定額10万円> [連絡先:環境総務課 TEL*0545-55-2902] | 平成14年度から開始 |
| | 静岡県裾野市 [補助] | 裾野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に居住する者、又は居住する予定の者が自己の住宅に太陽光発電システムを新たに設置する場合に補助する。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境推進室 TEL:055-995-1815] | 平成13年度から開始 |
| | 静岡県御前崎市 [補助] | 新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金 自ら居住するまたは居住する予定で、市内の個人住宅に設置、もしくは太陽光発電システム付き住宅を購入する方で、市税等の滞納がない方に補助する。 <3万円/kW、上限12万円>(千円未満切捨て) [連絡先:企画調整課 TEL:0537-85-1112] | 平成15年度から開始 |
| | 静岡県駿東郡清水町 [補助] | 清水町地球温暖化対策奨励事業費補助金 自ら居住し、または居住する予定の町内の個人住宅に太陽光発電システムを設置する方(法人を除く。)で、町税等に滞納がない方に補助する。 <2万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:住民生活課 TEL:055-981-8216] | 平成18年度から開始 |
| 愛知県 | 愛知県 [補助] | 愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金 県内の市町村が、住宅用太陽光発電施設を自ら居住する住宅に導入する方に対し、その導入に対して助成する事業に要する経費の一部を補助する。 <補助率:1/4以内。補助基準額:2万円/kW(4kW上限) 補助金額:補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助基準額に補助率を乗じて得た額の少ない方の額。(千円未満切捨て)> [連絡先:大気環境課地球温暖化対策室 TEL:052-954-6242 または県内下記市町村窓口] | 平成15年度から開始 |
| | 愛知県豊橋市 [補助] | 豊橋市太陽光発電システム設置整備事業補助金 自ら居住するまたは居住する予定である市内の住宅(住民票に記載されている住所地にある住宅に限る。また、店舗等の併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置しようとする方に補助する。ただし、電力会社と太陽光契約を行っている個人であること。 <8万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境保全課 TEL:0532-51-2385] | 平成11年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|----------------|---|---|------------|
| 愛知県 | 愛知県半田市 [補助] | 半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住するまたは居住する予定の市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置する方、または自ら居住するために市内のシステム付き建売住宅を購入する方に補助する。ただし、市税を滞納していないこと、当該年度においてこの要綱による補助を受けていないことが条件。 <2万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境センター TEL:0569-23-3567] | 平成16年度から開始 |
| | 愛知県春日井市 [補助] | 春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金(太陽光発電システム) 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。ただし、電力供給契約を個人が結ぶものに限る。)に太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、補助金の交付は1世帯につき1回とする。 <4万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境政策課 TEL:0568-85-6211] | 平成10年度から開始 |
| | 愛知県碧南市 [補助] | 碧南市新エネルギーシステム導入促進費補助金 自ら居住する碧南市内の住宅に、市の定めた要件に適合する住宅用太陽光発電システムを設置する方。 <4.5万円/kW、上限4kW>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0566-41-3311 内線395・396] | 平成16年度から開始 |
| | 愛知県豊田市 [補助] | 豊田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に対象システムを新たに設置する方に補助する。ただし、対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。 <10万円/kW、上限30万円、かつ、当該補助対象経費の2分の1を超えない額とする。>(千円未満切り捨て) [連絡先:環境政策課 TEL:0565-34-6650] | 平成12年度から開始 |
| | 愛知県安城市 [報奨金] | 安城市住宅用太陽光発電報奨金制度 市内において自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置している方で、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に電力会社と売電契約を締結した方が対象。ただし、市税の滞納がないことが条件。 <2万4千円/kW>(千円未満切捨て)地域商品券と現金の併用。 [連絡先:環境首都推進課 TEL:0566-76-1111] | 平成14年度から開始 |
| | 愛知県西尾市 [補助] | 西尾市住宅用太陽光発電装置設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に未使用の太陽光発電装置(JETの太陽電池モジュール認証を受けたものに限る)を設置する方で、市税を滞納されてない方に対して補助する。 <5万円/kW、上限4kW 20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0563-56-2111] | 平成15年度から開始 |
| | 愛知県蒲郡市 [補助] | 蒲郡市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に未使用の太陽光発電システム、太陽熱利用システムを設置する方に補助する。ただし、太陽光発電システム、太陽熱利用システムそれぞれにつき、1世帯1回限り。 <太陽光発電システム設置の場合、6万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:産業環境部環境課 TEL:0533-66-1122] | 平成14年度から開始 |
| | 愛知県常滑市 [補助] | 常滑市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内において自ら居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置した方、および自ら居住するための太陽光発電システム付き住宅を購入した方で、市税を滞納されていない方に補助する。 <2万円/kW、4kW上限> [連絡先:生活環境課 TEL:0569-35-5111 内線142] | 平成17年度から開始 |
| | 愛知県江南市 [補助] | 江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度 市内に自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <2万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:生活産業部環境課 TEL:0587-54-1111 内線421] | 平成16年度から開始 |
| | 愛知県小牧市 [補助] | 小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置した方、または自ら居住するため建売住宅供給者等から市内のシステム付き住宅(店舗等との併用住宅を含む。)を購入した方に補助する。ただし、事業者、法人等個人以外が太陽光契約を締結している方を除く。 <7.5万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境対策課 TEL:0568-76-1181] | 平成13年度から開始 |
| | 愛知県稲沢市 [補助] | 稲沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に対象システムを設置する方に補助する。 <2万円/kW、上限4kW、8万円>(千円未満切捨て) [連絡先:経済環境部環境保全課 TEL:0587-36-0135] | 平成16年度から開始 |
| | 愛知県新城市 [補助] | 新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置する方で、市税を完納している方に補助する。 <2.5万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:生活環境部環境課 TEL:0536-23-7677] | 平成16年度から開始 |
| 愛知県日進市 [補助] | 日進市住宅用太陽光発電システム補助事業 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方で、市税を滞納されていない方に補助する。 <4万円/kW、上限4kW 16万円> [連絡先:水と緑の課 TEL:0561-73-2896] | 平成12年度から開始 | |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|--------------------|---|---------------------------|
| 愛知県 | 愛知県田原市 [補助] | 田原市エコ・エネルギー導入等補助金制度 自ら居住する市内の住宅(店舗付も含む。)に太陽光発電施設を設置した方、または市内の工場、事務所、店舗等に太陽光発電施設を設置する方に補助する。 ＜15万円/kW、ただし、補助対象経費の3分の1以内で、60万円を限度＞ [連絡先:環境部エコエネ推進室 TEL:0531-23-7401] | 平成11年度から開始 |
| | 愛知県弥富市 [補助] | 弥富市住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金 ①弥富市において自ら居住する住宅に施設を設置するものまたは、弥富市に居住しようとする者が施設一体型住宅を新築する場合で、(店舗併用住宅を含む。)申請年度内に施設の運用を開始できること。②個人(申請者)による電力受給契約を締結すること。 ＜補助金額=太陽電池モジュールの最大出力値kW(小数点以下2桁未満四捨五入)×50,000円(太陽電池モジュールの最大出力値は、最大4kWまでとする。)(補助金額は、1,000円未満切捨てとする)＞ [連絡先:民生部環境課 TEL:0567-65-1111] | 平成20年度から開始 |
| | 愛知県北設楽郡設楽町 [補助] | 設楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)にシステムを設置する方に補助する。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:生活課 TEL:0536-62-0511] | 平成19年度から開始 |
| 三重県 | 三重県 [補助] | 家庭用新エネルギー普及支援事業 県内の市町と連携して、住宅用太陽光発電設備等の家庭用新エネルギー設備を導入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」への登録が条件。補助制度の内容、補助額等、詳細は該当の市町による。連携市町:県下全29市町 ＜6万円/件(住宅用太陽光発電設備の場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算額あり)＞ [連絡先:政策部 土地・資源室 TEL:059-224-2010] | 平成13年度から開始 |
| | 三重県津市 [補助] | 津市家庭用新エネルギー利用設備設置費補助金 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム、小型風力発電システム。 ＜12万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)＞ [連絡先:環境部 環境政策課 TEL:059-229-3212] | 平成14年度から開始 |
| | 三重県四日市市 [補助] | 四日市市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 ＜11万円/件(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)＞ [連絡先:環境保全課 TEL:059-354-8188] | 平成12年度から開始 |
| | 三重県伊勢市 [補助] | 伊勢市家庭用新エネルギーシステム設置費補助金 現に自らが所有し、かつ居住する住宅に対象設備を設置しようとする方、自らが所有し、かつ居住するための住宅を新築しようとする方で、当該新築しようとする住宅に対象設備を設置しようとする方、または、対象設備を設置した新築住宅を、自らが所有し、かつ居住するため購入しようとする方に補助します。「三重県新エネサポーター」登録の承諾及び市からの情報提供、アンケート等への協力が条件です。対象設備とは、①住宅用太陽光発電システム、②小型風力発電システム、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器です。 ＜住宅用太陽光発電システム設置の場合、12万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)＞ [連絡先:環境課 TEL:0596-21-5540] | 平成13年度から開始 (旧小俣町、旧二見町) |
| | 三重県松阪市 [補助] | 松阪市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内の住宅に、家庭用エネルギー設備(住宅用太陽光発電システム・小型風力発電システム。以下「システム」という。)を設置しようとする方で、三重県新エネサポーターへ登録することを承諾し、かつ、①市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅にシステムを設置する方、②市内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅にあわせてシステムを設置する方、③市内において自らの居住の用に供するため、システムが設置された新築住宅を購入する方、④①から③のいずれかに該当し、住宅用太陽光発電システムと同時にCO2冷媒ヒートポンプ給湯器を設置又は購入する方、⑤①から③のいずれかに該当し、住宅用太陽光発電システムと同時に家庭用ガスエンジン給湯器を設置又は購入する方に補助する。 ＜住宅用太陽光発電システム設置の場合、10万円/件小型風力発電システム6万円(④、⑤の場合、別に加算額あり)＞ [連絡先:環境部環境課 TEL:0598-53-4425] | 平成14年度から開始 |
| | 三重県桑名市 [補助] | 桑名市家庭用新エネルギー普及支援事業補助金 市内において自らが所有し、かつ居住に対象設備を設置しようとする方、市内において自らの居住に供するため新築住宅を購入しようとする方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。対象設備とは、①住宅用太陽光発電設備、②小型風力発電設備、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 ＜住宅用太陽光発電システム設置の場合6万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)＞ [連絡先:環境管理課 TEL:0594-24-1437] | 平成19年度から開始 |
| | 三重県鈴鹿市 [補助] | 鈴鹿市家庭用新エネルギー設備設置費補助金 自らが居住し、または居住する予定の市内の住宅へ家庭用新エネルギー設備(増設を除く。)を設置する方、または家庭用新エネルギー設備が設置された市内の新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。家庭用新エネルギー設備とは、①住宅用太陽光発電システム、②①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、③①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 ＜住宅用太陽光発電システム設置の場合、10万円/件(②③の場合、別に加算額あり)＞ [連絡先:環境政策課 TEL:059-382-7954] | 平成13年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|-------------|---|---|-----------------------------------|
| 三重県 | 三重県亀山市 [補助] | 亀山市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム、小型風力発電システム。 <6万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:企画政策部 企画経営室 TEL:0595-84-5123] | 平成18年度から開始 |
| | 三重県鳥羽市 [補助] | 鳥羽市家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金 市内の住宅に家庭用新エネルギー設備を設置した方、または家庭用新エネルギー設備が設置された市内の新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。 家庭用新エネルギー設備とは、①住宅用太陽光発電設備、②小型風力発電設備、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、6万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)> [連絡先:環境課 TEL:0599-25-1147] | 平成18年度から開始 |
| | 三重県熊野市 [補助] | 熊野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅(新築する住宅を含む。)に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする個人、または市内において自らの居住の用に供するため、住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入しようとする個人に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。 <6万円/件> [連絡先:市長公室 TEL:0597-89-4111 内線313] | 平成18年度から開始 |
| | 三重県員弁郡東員町 [補助] | 東員町家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金 町内において、自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象設備を設置しようとする方、町内において、自らの居住に供するため新築住宅を購入しようとする方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。対象設備は、①住宅用太陽光発電設備、②①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、③①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器、④小型風力発電設備をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合 6万円/件(②③の場合別に加算額あり)> [連絡先:生活環境課 TEL:0594-86-2807] | 平成12年度から開始 |
| | 三重県多気郡明和町 [補助] | 明和町住宅用太陽光発電システム設置補助金 自らが居住している町内の住宅に家庭用新エネルギー設備を設置した方、または家庭用新エネルギー設備が設置された町内の新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。家庭用新エネルギー設備とは、①住宅用太陽光発電設備、②小型風力発電設備、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、12万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)> [連絡先:政策課 TEL:0596-52-7112] | 平成15年度から開始 |
| 滋賀県 | 滋賀県 [補助] | 平成20年度太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業 平成17年4月1日～平成20年3月31日までに、太陽光発電設備を設置のうえ電気事業者と電力供給契約をした方。(新規受付は平成19年度で終了しています。) <助成対象太陽光発電設備に係る余剰電力量(売電量)に対し以下の額を助成。1年目:10円/kWh 2年目:7円/kWh 3年目:5円/kWh> [連絡先:環境政策課 TEL:077-528-3493] | 平成17年度から開始 |
| | 滋賀県野洲市 [補助] | 野洲市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内に下記の要件を満たす太陽光発電システムを設置する方に補助する。①住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池出力が10kW未満のもの ②システムを設置した地域を電力供給区域とする電力会社と電力供給契約を締結したシステムであるもの ③未使用品であるもの <5千円/kW、上限2.5万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境経済部環境課 TEL:077-589-6431] | 平成10年度(旧野洲町)から開始 |
| 京都府 | 京都府 [補助・電子ポイント交付] | 新エネルギー導入促進事業 府内に自ら所有・居住する省エネルギー住宅に、太陽光発電設備を設置した者 <1kWあたり5,000ポイント(5,000円相当)10kW上限> [連絡先:地球温暖化対策課 TEL:075-414-4831] | 平成20年4月から開始 (募集開始は平成20年7月末の予定) |
| | 京都府 [融資] | 京都府住宅改良資金融資制度(21世紀住宅リフォーム・環境共生型) <対象:府内居住者 限度額:350万円以内 利率:年1.7%(H20.5.1現在) 償還方法:10年以内 備考:申込窓口は取扱金融機関> [連絡先:住宅課 TEL:075-414-5361] | 平成15年8月から開始 |
| | 京都府 [融資] | 経営活力融資(設備投資、設備一般) <対象:中小企業者、組合 限度額:所要資金の90%以内で、1企業8,000万円、1組合1億6,000万円(うち運転資金30%以内) 利率:年2.5%(小規模企業者年2.0%) 償還方法:10年以内均等月賦(必要に応じ6ヶ月以内の据置可)(別途設備資金を設けている融資制度でも対応可。保証協会の保証要)> [連絡先:商工労働観光部経営支援課 TEL:075-414-4822] | 平成15年度から開始 |
| 京都府 [補助] | 京都市住宅用太陽光発電システム助成金交付制度 ①市内において、戸建住宅に太陽光発電システムを設置した個人に助成する。②市内において、共同住宅の共用部分に電力を供給するための太陽光発電システムを設置した分譲共同住宅の管理組合又は賃貸共同住宅の所有者に助成する。 <①の場合:4.5万円/kW、上限18万円。②の場合:分譲5.6万円/kW、上限112万円。賃貸 4.5万円/kW、上限18万円> [連絡先:総合企画局地球温暖化対策室 TEL:075-211-9281] | 平成15年度から開始 | |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|-----------------|--|--------------------------|
| | 京都府京都市 [融資] | 京都市環境保全資金融資制度(太陽エネルギー利用設備資金) 対象:中小企業者であり次の要件を満たす者 ・京都市内に工場等を設置し、1年以上継続して同一の事業を営んでいること ・資金調達が困難であること・市民税の滞納がないこと <限度額4,000万円、利率年1.5%、償還方法10年以内月賦> [連絡先:環境局環境企画部環境管理課 TEL:075-213-0930] | 平成14年度から開始 |
| 大阪府 | 大阪府池田市 [補助] | 池田市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 ①市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に未使用の太陽光発電システムを設置していること。②市税を滞納していないこと。③補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に電力会社と電力供給契約を締結していること。④過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 <2.5万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:市民生活部環境にやさしい課 TEL:072-754-6242] | 平成20年度から開始 |
| | 大阪府泉大津市 [補助] | 泉大津市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、経費の一部を補助する。 <3万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:都市整備部まちづくり政策課 TEL:0725-33-1131] | 平成19年度から開始 |
| | 大阪府高槻市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に中古品でない住宅用太陽光発電システムを設置し、電力会社と逆潮流ありの系統連系を行い需給契約を締結した者に補助する。 <3万円/kW、12万円上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境政策室環境政策課 TEL:072-674-7483] | 平成19年度から開始 |
| | 大阪府富田林市 [補助] | 富田林市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 地球温暖化防止対策を推進するため、自らが居住する市内の住宅に、太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する人に、経費の一部を補助。本年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)に、自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置、または自ら居住するために同システム付住宅を市内で購入しようとしていること。(※市外在住の人が補助を受ける場合、21年3月20日までに本市に住民登録し、入居を完了する必要があります。) <同システムの発電能力1kWに45,000円を乗じた額(上限は13万5000円)> [連絡先:みどり環境課 TEL:0721-25-1000] | 平成18年度から開始 |
| | 大阪府箕面市 [補助] | 箕面市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら住んでいる市内の住宅に太陽光発電システムを設置するかた、または自ら住む市内の住宅の新築に合わせてシステムを設置するかた(システム付き新築住宅を購入して住むかたを含む)で、平成20年4月1日以降に電力会社と電力供給契約を結んでいるかた、または結ぶ予定のかた(区分所有建物の場合は管理組合が対象者となる) <2万円/kW、5kW上限>(千円未満切り捨て) [連絡先:都市環境部都市環境政策課 TEL:072-724-6189] | 平成20年度から開始 |
| 兵庫県 | 兵庫県 [補助] | 住宅用太陽光発電システム導入資金補助事業 既築住宅に金融機関等から融資を(無利子不可、クレジット払いを含む)を受けて、太陽光発電設備(1kW以上)を設置しようとする方。集合住宅の共有部、借家の賃貸人も対象とする。ただし、神戸市、尼崎市、猪名川町、稲美町、相生市、豊岡市、洲本市にお住まいの方は、市町に太陽光発電設備(既築住宅)を対象とした補助制度や融資制度があるため、県の補助を受けることができない。 <設置費用×4.875%、2.5万円/kW上限、上限7.5万円> [実施主体:(財)ひょうご環境創造協会] [連絡先:環境管理局大気課 TEL:078-341-7711] | 平成18年度から実施 |
| | 兵庫県尼崎市 [補助] | 尼崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 ①自ら居住する市内の住宅に平成19年4月1日以降にシステム設置に係る工事契約を締結し、システムを設置した者(住宅の新築に合わせてシステムを設置する者を含む。)また、区分所有住宅にあっては管理組合が対象者となる。②市長が公共公益性があると認める市内の建築物(保育園、幼稚園、学校等)に平成19年4月1日以降にシステム設置に係る工事契約を締結し、システムを設置した者に補助する。 <太陽電池出力1kWあたり5万円(上限:戸建住宅20万円・区分所有住宅、公共公益性のある建築物50万円)> [連絡先:環境市民局環境部環境政策課 TEL:06-6489-6301] | 平成19年度から 平成22年度まで(予定) |
| | 兵庫県洲本市 [補助] | 洲本市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗併用住宅を含む。)に対象システムを新たに設置(対象システム付き住宅の新築または購入を含む。)した方に補助する。 <2万円/kW、3kW上限> [連絡先:市民生活部環境整備課 TEL:0799-22-3321] | 平成16年度から 平成20年度まで(予定) |
| | 兵庫県相生市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)に対象システムを設置した方、または市内に建築されたシステム付きの住宅を購入した方に補助する。ただし、市町村税の滞納がないことが条件。対象家屋:自己が2分の1以上を所有する1戸建ての家屋であって、自己または生計を一にする親族が当該家屋の2分の1以上を居住の用に供するもの。 <2.5万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0791-23-7131] | 平成14年度から開始 |
| | 兵庫県豊岡市 [補助] | 豊岡市太陽光発電システム設置補助 市内に住所を有し、自ら居住する住宅(店舗兼用住宅を含み、賃貸を除く。)に新たに対象システムを設置する方、または対象システム付個人住宅を購入する方で、電力会社と電力供給契約を締結する方に補助する。 <5万円/KW、上限20万円> [連絡先:コウノトリ共生部コウノトリ共生課 TEL:0796-21-9017] | 平成14年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|--------------------|---|----------------------------|
| | 兵庫県加古川市 [補助] | 加古川市太陽光発電装置設置住宅優遇融資補助金 市内に自ら居住の住宅(共同住宅は除く。)を建設または購入する方で、自己使用の目的で新築する住宅に太陽光発電システムを設置し、金融機関と優遇融資契約を締結し、融資が実行している方に補助する。ただし、市税を滞納していないことが条件。 ＜5万円/件、先着20件＞ [連絡先:環境部環境政策課 TEL:079-427-9769] | 平成18年度から開始 |
| | 兵庫県川辺郡猪名川町 [補助] | 猪名川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅(店舗及び併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 ＜4万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:生活部住民生活課環境対策室 TEL:072-766-8712] | 平成14年度から開始 |
| 和歌山県 | 和歌山県 [補助] | 住宅用太陽光発電設備導入促進事業 和歌山県内に自ら居住する住宅に太陽光発電設備(容量10kW未満)を設置しようとする方で、平成20年4月1日から平成21年2月末日までに電気事業者と電力受給契約書を新たに締結することが条件。太陽光発電出力1kWによる1年分の発電量(約1000kWh)のうち自家消費電力(約500kWh)の環境価値相当分を1kWh当たり50円で買い取るという手法で設置者に対して導入時に助成。(申請期間:平成20年10月31日まで 申請者多数の場合は抽選により決定) ＜出力1kWあたり定額25,000円(千円未満切捨て) 上限5kW、125,000円＞ [連絡先:環境生活部環境生活総務課 TEL:073-441-2690] | 平成20年度から開始 |
| 鳥取県 | 鳥取県東伯郡北栄町 [補助] | 北栄町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、当該年度に事業を開始し、対象システムを設置した方であること。 ＜2万円/kW、上限4kW＞ [連絡先:環境政策課 TEL:0858-36-3112] | 平成16年度から開始 |
| | 鳥取県日野郡日南町 [補助] | 日南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 ＜4万円/kW、上限16万円＞ [連絡先:住民課 TEL:0859-82-1112] | 平成16年度から開始 |
| 島根県 | 島根県松江市 [補助] | 松江市住宅太陽光発電導入促進事業費補助金 自ら居住する家屋(松江市内に限る)(新築、既存共に可。)に住宅用太陽光発電システム(10kW未満)を設置しようとする場合に補助する。太陽光発電システムに係る設備の設置経費(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、架台等) ＜太陽光発電システムの出力容量1kWあたり22,500円に乘じた額。ただし、67,500円が上限＞ [連絡先:環境保全部環境保全課 TEL:0852-55-5271] | 平成18年度から開始 |
| | 島根県雲南市 [補助] | 雲南市住宅用太陽光発電導入促進事業補助金 市内に住居する方及び住居を予定する方が、市内の住居に太陽光発電システムを設置する場合に補助する。 ＜3万円/kW、上限3kWまで>(市内新産業の育成を目的とし、三洋電機製太陽光セルを設置する場合は、3万円の上乗せを行う。) [連絡先:環境対策課 TEL:0854-40-1033] | 平成15年度から開始 平成19年度より一部改正 |
| | 島根県鹿足郡吉賀町 [補助] | 吉賀町住宅用太陽光発電導入促進事業補助金 設備を導入し、電力会社と太陽光発電による電力需給契約を結んだ設備を対象として、システム設置に要する経費を補助する。 ＜1kWあたり15,000円、上限3kW＞ [担当課:政策企画課 TEL:0856-77-1437] | 平成15年度から開始 |
| 岡山県 | 岡山県倉敷市 [補助] | 倉敷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置し、かつ、市税を完納している者に補助する。 ＜1万5千円/kW、4kW上限(6万円まで)> [連絡先:市民環境局環境部環境政策課 TEL:086-426-3391] | 平成16年度から開始 |
| | 岡山県総社市 [補助] | 総社市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した方に補助する。 ＜2万円/kW、上限4kW>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0866-92-8339] | 平成17年度から 平成20年度まで |
| 広島県 | 広島県呉市 [補助] | 住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内の自ら住む住宅にシステムを設置する方、またはシステムが設置された市内の建売住宅を購入する方(今年度中に完了見込みであること。)で、かつ市税を完納している方に補助する。 ＜2万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境政策課 TEL:0823-25-3303] | 平成9年度から開始 |
| | 広島県三原市 [補助] | 三原市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内の住宅にシステムを設置する方、または建売住宅供給者等から市内にシステム付き住宅を購入する方で、市税を完納している人に補助する。ここで、住宅とは、市民が自ら居住するために用いる家屋(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。)をいう。ただし、集合住宅は除く。 ＜4万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境政策課 TEL:0848-67-6168] | 平成16年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|-------------------|--|----------------------|
| 山口県 | 山口県 [融資] | 地球にやさしい環境づくり融資制度(個人向け) 購入・設置経費から他の公的補助金額及び公的融資金額を控除した額を融資対象額とし、県内に住所を有する方で、県税を滞納していない方を対象に融資。 ＜融資限度額:500万円、融資年率:年1.9%(保証料別途必要、保証は取扱金融機関の方法)、償還期間:5年以内(据置期間1年を含む。)、償還方法:元利均等月賦償還(貸付金額の50%以内で半年毎の増額返済も可能)＞ [連絡先:環境生活部環境政策課 TEL:083-933-2690] | 平成20年度から 平成22年度まで |
| | | 地球にやさしい環境づくり融資制度(中小企業向け) CO2排出量を10%以上削減できる地球温暖化対策施設(太陽光発電施設等)を整備する、県内に事業場を有し、原則として現事業を6ヶ月以上行っている中小企業者(その組合を含む。)で、県税を滞納していない方を対象に融資。 ＜融資限度額:10,000万円、融資利率:年1.9%(保証は取扱金融機関の方法)、償還期間:1,000万円未満5年以内、1,000万円以上7年以内、5,000万円以上10年以内 償還方法:原則として元金均等月賦償還利子後払い＞ [連絡先:環境生活部環境政策課 TEL:083-933-2690] | 平成18年度から 平成22年度まで |
| 香川県 | 香川県高松市 [補助] | 高松市太陽光発電システム設置費補助制度 市内に住所を有する方で、自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した方、自ら居住するために新築する市内の住宅に、システムを設置した方(建売住宅を含む。)に補助する。いずれも店舗等の併用住宅を含む。ただし、市税を完納していることが条件。必ず設置工事着手前に申請が必要。 ＜5万円/kW、上限20万円＞ [連絡先:環境部環境保全推進課 TEL:087-839-2393] | 平成15年度から開始 |
| | 香川県観音寺市 [補助] | 観音寺市住宅太陽光発電システム設置費補助金 対象:次のいずれにも該当する者(1世帯1回限り)①市内に居住する個人②市税を完納している者③電力会社と電力供給契約を締結している者 指定メーカー等:①住宅の屋根などへの設置に適したものであること②低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること(売電ができること)③対象システムはすべて未使用であること④最大出力10kW未満 ※事前の予約申込が必要 ＜1kW当り5万円、2kWを上限＞ [連絡先:商工観光課 TEL:0875-23-3933] | 平成12年度から開始 |
| 愛媛県 | 愛媛県松山市 [補助] | 松山市地球温暖化対策機器補助金 市内に居住する個人または市内に事務所を有する法人で、市税を滞納していない方に補助する。補助金の交付は、1世帯または1法人につき1回限りとする。 ＜8万円/kW、5kW上限 10kW以上、100万円/件＞(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境事業推進課 TEL:089-948-6437] | 平成12年度から開始 |
| | 愛媛県西条市 [補助] | 西条市住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に住宅用太陽光発電システムを設置した方に、1回限り補助する。 ＜1万円/kW、4kW上限＞ [連絡先:企画経済部産業振興課 TEL:0897-56-5151 内線2547] | 平成11年度から開始 |
| | 愛媛県東温市 [補助] | 東温市地球温暖化対策機器設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、市税を滞納していないことが条件。補助金の交付は、1世帯につき1回に限る。 ＜4万円/kW、4kW上限＞ [連絡先:生活環境課 TEL:089-964-4415] | 平成16年度から開始 |
| 福岡県 | 福岡県北九州市 [補助] | 北九州市住宅用新エネルギーシステム設置補助金 市内に居住または居住予定の方で新たに太陽光発電システムを自らの居住に設置し、当該年度2月までに実績報告ができる方が対象。ただし、市内に居住している方については、市税の滞納がないことが条件。 ＜5万円/kW、4kW上限＞ [連絡先:環境局都市環境管理課 TEL:093-582-2238] | 平成19年度から開始 |
| | 福岡県福岡市 [補助] | 福岡市住宅用太陽光発電システム設置補助募集 福岡市内の住宅に、太陽光発電システム(未使用・2kW以上)を設置する方で、次のいずれかに該当する方 (1)戸建住宅:自ら所有かつ居住する住宅で、①もしくは②に該当する方。ただし、商業施設等を兼ねた住宅に、太陽光発電システムを設置する場合は対象となりません。①新築または既存住宅に、太陽光発電システムの設置を予定している方②太陽光発電システムが設置された新築住宅の購入を予定している方 (2)共同住宅:①分譲共同住宅の共用部分に設置を予定している管理組合(ただし、管理組合が設立していない場合は、建築主も可)②賃貸共同住宅で、自ら居住する居住部に太陽光発電システムの設置を予定している所有者 ＜10万円/件、年間200件＞ [連絡先:福岡市地球温暖化防止市民協議会事務局(環境対策推進部温暖化対策課) TEL:092-711-4282] | 平成13年度から開始 |
| | 福岡県三潁郡大木町 [補助] | 地球温暖化防止対策支援補助金 自らが居住するための町内の住宅に平成20年中に太陽光発電システムを設置する方が対象。 ＜3万円/kW、上限3kW＞ [連絡先:環境課 TEL:0944-32-1013 内線202] | 平成14年度から開始 |
| 佐賀県 | 佐賀県 [補助] | 佐賀県太陽光発電トプランナー推進事業 佐賀県内に居住する方で、平成20年4月1日から平成21年3月末日までに、自ら所有し居住する住宅に、新たに住宅用太陽光発電システム(設備容量10kW未満)を設置された個人の方が対象。 ＜1万5千円/kW、上限6万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:くらし環境本部地球温暖化対策課 TEL:0952-25-7474] | 平成18年度から開始 |

| 都道府県 | 自治体名 | 支援内容 | 備考 |
|------|------------------|---|------------|
| 熊本県 | 熊本県天草市 [補助] | 天草市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に居住し、市区域内の既存住宅および新築住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に発電システムを設置する方、または設置済みの建売住宅を購入する方を対象に補助する。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0969-23-1111 内線1282] | 平成18年度から開始 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県鹿児島市 [補助] | 鹿児島市住宅用太陽光発電導入促進事業補助金 市内の自ら居住する住宅に発電システムを設置する人、または市内に発電システム付の住宅を購入する人で、当該年度の3月末日までに補助事業実績報告書を提出できる人が対象(法人は対象外)。申請者とシステムを設置する住宅の所有者が異なる場合は、所有者の承諾書が必要。 <4.5万円/kW、3kW上限(13.5万円まで)> [連絡先:環境部環境保全課 TEL:099-216-1297] | 平成16年度から開始 |